

教員の処分について

教員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「飲酒運転・交通事故」に係る処分

項目	内容
処分を受けた教員	市立中学校教頭(55歳)
事案の概要	当該教頭は、平成29年2月21日(火)午後6時30分頃から午後10時頃まで飲酒をした後、22日(水)午前1時頃に、自家用自動車を運転し、帰宅する途中の午前1時16分頃、東京都八王子市内の圏央道高尾山インターチェンジ内の分岐にあるショックプロテクターに衝突する事故を起こした。 現場に到着した警察による呼気検査で呼気1ℓ当たり0.46mgのアルコールが検出され、現行犯逮捕された。
処分の内容	免職
処分年月日	平成29年2月28日

2 上記事案に係る処分(管理監督責任)

平成27年6月に所属校の教員が起こした飲酒運転・交通事故に係る管理監督責任として文書訓告をしたにもかかわらず、再び所属校において教頭が飲酒運転・交通事故を引き起こした事案に伴う管理監督責任についての処分を行ったもの

項目	内容	
処分を受けた教員 及び処分の内容	市立中学校 校長	戒告
処分年月日	平成29年2月28日	

問合せ先
教職員人事課
電話 042-769-8279